

## 綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、別記「綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）」を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定め、綾瀬市光綾公園ローズガーデン（以下「ローズガーデン」という。）が、綾瀬市（以下「市」という。）の多くの魅力と多様性でつながりの輪を広げ、市民が誇りや愛着を抱くような施設であることを市内外へ情報発信するために使用するものとする。

### (ロゴデザインの使用に関する権利)

第2条 ロゴデザインの使用に関する一切の権利は、市に属する。

2 ロゴデザインの利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に効果があると市長が認める場合は、この限りでない。

### (使用申請)

第3条 ロゴデザインを使用しようとする者は、あらかじめ綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン使用承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出し、ロゴデザインの使用を開始する前までに、その承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴデザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申請を省略することができる。

- (1) 市が事務事業のために使用する時。
- (2) 教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (4) その他著作権法に定める著作権の制限に該当する時。
- (5) その他市長が認める時。

### (使用承認等)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があった場合は、別紙使用基準に従いその内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認するときは、その承認を受けた者（以下「使用者」という。）に綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン使

用（変更）承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン使用（変更）不承認通知書（第3号様式。以下「不承認通知書」という。）により通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 ロゴデザインを使用する者は、使用するロゴデザインについて綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

- 2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴデザインを使用する者は、前項の事項に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴデザインを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真又は図面等の提出をもって代えることができる。
- (4) ロゴデザインを商品に使用する場合は、使用年度ごとに綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン使用商品等販売状況報告書（第4号様式）を作成し、当該期間の翌月末日までに提出すること。
- (5) 商標権、意匠件等の著作物に関する自己の権利を新たに設定し又は登録しないこと。

（使用承認期間等）

第6条 使用承認期間は、令和7年5月1日以降とし、使用期間開始日から起算して2年を経過した日以後の最初の3月31日までを限度とする。

- 2 前項に規定する使用承認期間が終了し再度使用承認を受けようとする者は、その終了の日の1か月前までに第3条の規定による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン使用変更承認申請書（第5号様式。以下「変更

承認申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領又はガイドラインに違反したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に綾瀬市光綾公園ローズガーデン使用承認取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、その通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消したとき又は使用者が使用承認期間後においてもなお使用していると判明したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第9条 前条第1項の規定によりロゴデザインの使用承認を取り消したことにより、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者が、ロゴデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においても、市は法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者がロゴデザインの使用によって市に損害を生じさせた場合は、この損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第11条 ロゴデザインの使用料は、無料とする。

(庶務)

第12条 この要領に関する事務は、公園管理主管課が所管する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザインの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記 綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン



あやせローズガーデン



あやせローズガーデン

別紙 使用基準

1	市又はローズガーデンの品位を傷つけないとき又はそのおそれがない
2	自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないとき又はそのおそれがない
3	特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがない
4	品質、性能等について公的機関の認定が必要な製品で、当該認定が得られていないものに使用しないとき又は使用するおそれがない
5	使用者が、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に定める暴力団、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等、同条第4号に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう。） 、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者に該当しないこと
6	法令又は公序良俗に反するおそれがない